

第6回官民データ活用推進基本計画実行委員会
データ流通・活用ワーキンググループ
議事録

1. 日 時 平成31年3月4日（月） 10:00 ～ 12:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 12階 全省庁共用1208特別会議室

3. 議 事

(1) 開会

(2) データ活用に関する意識調査の結果報告

(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 庄司准教授)

(3) 意見交換①

(4) データ流通・活用ワーキンググループ 論点整理（案）について（事務局）

(5) 意見交換②

(6) 閉会

4. 配付資料

【資料1】我が国におけるデータ活用に関する意識調査（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 庄司准教授）

【資料2】データ流通・活用ワーキンググループ 論点整理（案）（事務局）

【資料3】（参考）これまでのWGにおける構成員からの主な意見について（事務局）

5. 出席者

【構成員（有識者）】

中央大学大学院 法務研究科 教授	安念主査
東京大学大学院 経済学研究科 教授	大橋構成員
東京大学大学院 情報学環 副学環長・教授	越塚構成員
東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	宍戸構成員
東京大学 空間情報科学研究センター 教授	柴崎構成員
一般社団法人 新経済連盟 事務局長	関構成員
桜坂法律事務所 弁護士	林構成員
一般財団法人 日本消費者協会 理事長	松岡構成員
独立行政法人 国立病院機構 東京医療センター 名誉院長	松本構成員
英知法律事務所 弁護士	森構成員
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 准教授	矢作構成員

【構成員（オブザーバー）】

内閣府 総合科学技術・イノベーション担当	福島参事官補佐
内閣府 知的財産戦略推進事務局	仁科参事官
個人情報保護委員会事務局	三原参事官
金融庁 総合政策局 総合政策課	本田課長補佐
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課	飯倉調査官
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	関根課長補佐
観光庁 観光戦略課	菅野専門官

【関係機関（事業者等）】

一般社団法人 日本IT団体連盟 事務局	恩賀 一氏
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授	庄司 昌彦氏

【事務局】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	三輪政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	二宮副政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	玉田次長
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	矢作次長
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	吉田参事官

6. 議事要旨

○安念主査 おはようございます。ただいまから「官民データ活用推進基本計画実行委員会 データ流通・活用ワーキンググループ」を開催いたします。

皆様には、御多用の中、またお足元の大変悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、新保、根本、橋田、原、越塚、各先生は欠席との御連絡をいただいております。ちょっと寂しいですね。

プレスの方はいらっしゃらないですね。

それでは、議事に入る前に、事務局から本日の出席者などについて御説明をお願いいたします。

○吉田参事官 本日、昨年来の御議論、ヒアリングなどを踏まえて、これからこのワーキンググループの取りまとめに向けた議論のスタートということで、まずは論点案について第1回目の議論をいただくということで考えております。

そのためのインプットの情報として、利用者の意向調査を行っていただきまして、その結果を国際大学の庄司先生から御紹介いただきます。

タブレットに関しては、これまでと同様ですので、説明を割愛させていただきます。もし何か御不明な点がありましたら、事務局まで手を挙げていただければと思います。

資料に関しましては、基本的にこのタブレットでということでございますけれども、きょうの資料、前回までの有識者の皆様からの御意見をまとめた資料は配付しておりますので、参考として御確認いただければと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、早速、議事を進めます。議事（2）「データ活用に関する意識調査の結果報告」でございます。国際大学の庄司先生から、資料1に基づいて御説明をお願いいたします。何でもかんでも先生にお願いして大変恐縮でございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○庄司様 おはようございます。国際大学の庄司です。

本日は、「我が国におけるデータ活用に関する意識調査」ということで、私たちのほうで調査を行ったものについての御説明を行いたいと思います。

<資料1：2ページ>

国内におけるデータ活用に関する意識調査を行いました。いきなり概要を示していますが、まず調査の目的としましては、国内の一般的な消費者について、データ流通に関する

るさまざまな新サービスの潜在的なニーズとか社会的な受容性について検証するという
ことで、1,000人規模のアンケート調査を行いました。

より具体的には、PDS・情報銀行といった新しい仕組みについての可能性、データ活用につ
いての具体的な分野とかユースケースへの期待、それから、いろいろ懸念、不安と言われて
いますけれども、その内容を探っていききたいということで問題を設定したものです。

調査規模としましては1,000人、35問、全国の18～69歳の男女で、エリアと性別、年代で人
口構成に割りつけを行っております。

質問は35問ということで、ここで全部は御紹介できませんけれども、企業に提供すること
ができる個人情報の種類とか、PDS・情報銀行を御存じですかとか、興味ありますか、利用し
たいですかとかを説明する前と後で聞いてみるとか、PDS・情報銀行とは別に、個人情報を活
用したいいろいろな分野のサービスを具体的に提示して、それに対して興味ありますか、利用
したいですかとか、あるいはそのサービスの提供主体が誰だったら利用したいと思えますか
とか、そういったことを聞いています。あとは、属性を分析するために、ふだんの個人情報
関連のサービスをどれぐらい利用しているかとか、そういったもともとの意識というのものも
聞いております。

調査結果概要を、今ごらんいただいているページに4点でまとめております。まずは、PDS・
情報銀行については、まだ認知度の低さがある、そこは課題であろうということを示してい
ます。それがどういうものであるのかを、名前以上に認知している人は10%未満であります。
ただ、内容を説明すると、それだったら利用してみたいなという利用意向については2割程
度まで上がるという状況でした。

パーソナルデータ利用サービスというのは、PDS・情報銀行以外のさまざまな分野のものに
ついて、具体的にこういうのだったら利用してみたいですかと示すと、それなりに利用して
みたいという人は出てくるということでした、パーソナルデータの利用について全面的に嫌
だと言っているわけではなさそうだというのも見えてきています。特に、医療や交通とか、
新しいサービスのプロモーションとかだったら出してみてもいいという人が4割ぐらいいる
ということでした。

それから、利用意向のある人々が見えてきたと、あえて言いたいと思えます。それは、ど
ういう人たちなのかということですが、よく理解した上で使いたい人、よく理解する
意欲があると言ってもいいかもしれませんけれども、そういう人であるとか、比較的年代が
若い人ですね。一方で、ネット/IT親和性が低くて、恐怖感を持ってしまっていて、利用を
控える消極的な人々は具体的にどういう人たちかというのも見えてきています。

4つ目のポツですが、プライバシーの保護、流出や悪用がないことを最も気にして
いるということが見えました。8割以上の方が自分で情報を管理したいけれども、5割は煩
わしいとも考えています。任せたいという人も3割弱いるということが見えてきています。

以下、この内容についてもう少し具体的に見ていききたいと思います。

<資料1：4ページ>

初めに、認知度の問題というところでは、次のサービスをどの程度御存じですかというふうに示したところ、名前を知っているというのと、概念、どういうものかは理解しているというところと、説明できる程度に知っているというところを見ますと、情報銀行のほうが名前を聞いたことがあるというのがやや多いですけれども、名前程度であれば26%、概念だと7%、PDSだとそれよりやや低いということになります。

<資料1：5-6ページ>

説明をした後、PDSとはこういうものです、情報銀行とはこういうものですよというのを示して、それでどうですかと聞くと、利用したいというのがPDSで18.4%、情報銀行/情報信託で22.3%ということで、2割程度になります。回答者は対象者全員です。

<資料1：7ページ>

それから、このスライドと次のスライドがPDSについてと情報銀行/情報信託についてということで同じ質問になりますけれども、説明をした後に、どういうベネフィットがあったら使いますかということ聞いています。一定程度の金銭やポイントとか、特別なサービス(特典)があるなら使いたいというのが高いです。あとは、一番下、社会の仕組みをよりよくするものになるのであればとか、下から2番目、社会の多くの人にとって便利なものになるのであればというところも、「ややそう思う」まで入れると3割近くいるというのも少し新しい発見かなと思います。情報銀行/情報信託についても、似たような形です。

<資料1：9ページ>

「パーソナルデータ利用サービスの受容性が低いわけではない」と申し上げた点についてです。企業などの依頼で、個人情報を提供して得られる対価としてふさわしいと思うものということで、具体的なサービスとか具体的な報酬の内容を細かく示さずに、一般的に考えてということで聞いていますけれども、金銭やポイントなどの提供や自社製品や商品サンプルの提供というものが多いのですけれども、ここも医療の進展とか社会貢献につながるとか、そういった回答も3割程度あるというのが見えたというのが少し注目点かなと思います。

<資料1：10ページ>

それから、ちょっと小さくて見にくいと思うのですが、例えば過去に処方された薬を登録しておくことで、自分に合う薬を違う病院でも処方してもらえとか、スマホの位置情報を登録することで、地震のときの交通状況や自宅へ帰る最短距離がわかるとか、そういった具体的な利便性を示して、こういったサービスについて利用意向がありますかと聞きますと、医療健康関係ですと4割以上、移動とか交通に関するものも4割以上、キャンペーンの応募みたいなものも4割以上というふうに利用意向がありまして、やはり物によるというか、情報銀行・PDSに対する評価、認知度と比べると、こういったものに対する受容度は高いと思います。

<資料1：11ページ>

こちらも同じです。分野で示しています。医療、健康、観光、交通、介護、ECというふうにも示しても、似たような傾向が出ております。

<資料1：13ページ>

そして、利用意向のある人々が見えてきたというところです。まず、情報銀行・情報信託についてのグラフでして、説明を提示した後に、こういったサービスを利用したいですかと聞いて、「利用したい」「やや利用したい」「あまり利用したくない」「利用したくない」というふうに答えていただいているわけですがけれども、その人たちの属性とかほかの回答とのクロスをとって見たものになります。

右から2つ目が「利用したい」と「やや利用したい」を合計したもの、一番右が「あまり利用したくない」と「利用したくない」を合計したものになりますけれども、茶色っぽい、色が濃いところで、赤で囲んでいるのが特に数字が大きいところになりますけれども、左の赤字にありますように、利用意向が高い傾向だと言えそうなのは、男性の10～20代、比較的年収が高目の方々、個人情報を活用したサービスを既に4つ以上利用している人たち、もともとネットのいろいろなサービスを楽しむ傾向があるとか、公共意識、社会貢献の意識がやや高い人、あるいはプライバシーに対する意識が高い人ということで、一言で言ってしまうと、リテラシーが高い若めの人たちで、いろいろなものに手を出している人たちというところかなと思います。

一方で、利用意向が低い、青の色が濃い、あるいは利用したくないのほうの、茶色の色が濃いというところになりますけれども、女性60代、スマホを持っていない。それから、情報漏洩に関する報道があったときに何か行動しますかという質問に対して、何も行動しない。これは、わからないとか、これもリテラシーの低さを示しているのではないかと思いますけれども、そういった回答をする方々が情報銀行・情報信託に対する利用意向が低いということです。まとめると、恐らくITやネットに対する親和性が低くて、わからないとか、怖いから使わないという方々かなと思います。

<資料1：14ページ>

情報管理に対する考え方。個人情報を提供することで利用できるサービスに対して、預けている自分の情報、データをどれだけ管理したいですかということについて質問をしたものです。ここでわかるのは、コントロールについてお任せしたいという傾向が強いのは男性10～20代の人たち、それからもともと個人情報利用サービスの経験が多い人たちです。それから、赤で横長に囲っていますけれども、男性60代という方々は自分で管理したいという傾向がほかより強目に出ています。

一つつけ加えて、今、年齢、性別などでこういう人たちが情報銀行・情報信託に対する利用意向があるとか保守的であるということを示しましたがけれども、これはちょうど1月に日経新聞がやった調査の結果とも似たような結果だかなと思います。日経のほうは、例えば全体の27%が多少利便性を犠牲にしても個人データを使われたくないと答えているとか、50歳代や60歳代の抵抗感が目立ったというようなことが書かれています。一方で、便利になるならある程度個人データを企業に使われてもいいという回答が18歳から20歳代だと比較的高かったというふうに出ていますので、大体似たような結果が出たかなと思います。

<資料1：16ページ>

次に、企業に提供できる情報の提供条件ということで、どういうことを重視しますか、気にしますかということです。プライバシーが保護される、流出の心配がない、提供した先の企業によるデータの悪用の心配がないことというのが高く出ています。次いで多いところが、誰に提供したかが明確である、提供したデータの管理体制がわかりやすい、提供したデータがどのように使われているかフィードバックがある、第三者への提供の仕組みがわかりやすい、こういった機能も、最も重要度が高いところではないのですけれども、次いで多いところとして挙がってきています。

<資料1：17ページ>

それから、情報の管理についての考え方。先ほど、年齢、性別で細かく見たものをお出ししていますけれども、全体で見ますとこんな形になります。自分で管理したいということを意向として示している方は、「そう思う」「ややそう思う」を合計すると84%、一方で、2番目の段になりますけれども、煩わしいという回答も47%あるということです。そして、3番目は、自分で管理したいのではなくて、任せたいというのが3割近いということで、1つを選ぶのではなくて「そう思う」「ややそう思う」とかで選んでいるので、少し矛盾しているところもあるかもしれませんが、こんな数字になっています。

<資料1：18ページ>

最後に、ちょっと私見をまとめておきたいと思います。PDS・情報銀行については、認知の度合いが1割以下でしたけれども、利用意向としては2割ぐらいということでした。ただ、これが100%にならなければいけないものだろうかということも少し考えたほうがいいかなと思います。

何が言いたいかといいますと、「ケータイ・スマホ」と我々が呼んでいるものも、最初のころは「移動体通信」と言っていましたけれども、いつの間にか「ケータイ」とか「スマホ」というものになって、それが何なのかということをそれほど認識しなくても生活に入ってきていますので、初期段階、黎明期にある概念についてどれだけ認識されているかというところは、そもそも10割が目標ではないだろうなと思いますし、半分でもないかなという気もいたします。あるいは、「Social Networking Service」とは何かというのも、私たちが随分研究とかをやりましたけれども、それがもう「Social Networking Service」とはなんていうことはほとんど言われなくなって、「Twitter」とか「LINE」というふうに言われてきて、もはや「Twitter」とか「LINE」ということも言わずに、「連絡する」イコール「LINE」だったりするわけです。そういうふうに、普及の段階を考えていくと、PDS・情報銀行の浸透度、認知度というのも、そういうものと同じような道をたどっているのではないかと思います。

黎明期・初期のアプローチとはということで、これも完全に私見ですけれども、少しリテラシーの高い、若い層が使う意向があるということが見えてきているわけです。言ってみれば、これもケータイ、スマホやSNSとも似たような形だと思えますけれども、その人たちに刺さるようにターゲットを絞って、ここがPDS・情報銀行のターゲットだということではなくて、

ここが取っかかりだというような形で、まずこういったところで使われるものをつくりながら、次第に普及、浸透していく道を探していくということなのではないかと思います。

iPhoneが最初に出てきたとき、私は早く入手して妻に見せたら、「かわいくない」とすごく言われたのを覚えているのですけれども、そのうちあれがかわいく見えてくるようになるわけですね。このように社会になじませていく段階なのだろうと思います。

初期に飛びついて使ってみようというユーザーに具体的なサービスを提案して、改善を繰り返していくことでサービスが成熟していく。だから、今、見えてきている人たちに刺さるサービスをつくりながら、発展のトリガーを探っていく状況ではないかと思います。

具体的にターゲットはこういう人たちだとか、こういう分野だというのが、何となく見えてきているわけですね。では、そういう人たちがどうだったら使うのかということ掛け合わせながら、具体的な議論をしていく必要があると思います。個人情報活用の活用にも関心がある若い、公共・社会意識のある男性目線ですね。男性だけのものとしてしまうとちょっと行き過ぎるわけで、男性目線から入っていくということかなと思いますし、分野で言えば、医療健康とか交通とか商品購買、ECというところでありました。

前回、ここで、情報金庫とか、私はこうだったらこういうサービスを使いたいすみたいな話もちよっとしましたけれども、こういった属性の方がこういった分野でお金を払ってでも使いたいとか、夢中になって使いたいという動機づけはどこかというのを具体的に探っていく必要があると思います。

もしかしたら、介護予防だと刺さらないかもしれないですし、むしろ親の健康を管理してあげるのだったら刺さるかもしれないですし、そういった具体的な像を見ながら、各論に入っていくということかなと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、ここで時間をとって、今の御報告に対して質疑応答を行いたいと思います。
柴崎先生。

○柴崎構成員 柴崎です。本当に興味深いお話をありがとうございます。

割合小さい質問で、今ちょうど映っている18ページ目の「考察・意見」のところ、黎明期と初期のアプローチは、「利用意向が見えてきた少数の人々に絞って普及させる」ではなく、「限定的な範囲で合意形成しながらサービス開発していく」、ここの違いがよくわからなくて、もう少し御説明いただけると。「少数の人々」というのと「限定的な範囲で」というのが意味的にはダブって聞こえるので、ここは具体的にこう違う、こんな感じですよとっていただけると助かります。

○庄司様 ありがとうございます。

自分でもうまく表現できなかつたなと思うのですけれども、非常にわかりやすく言ってしまうと、若い男性でしょうということで、例えばITサービスの普及初期にはアダルトのものが普及するということがあるわけですね。では、そこをぐいぐいやっていけばいいかという、多分そうではなくて、男性目線、例えばビジネスユースのところからやっていきましようというふうにしなから、合意形成というのは一般化できそうなルールを見出していかとか、一般化を目指して利用形態を見出していかというようなことを言いたいコメントでした。

○柴崎構成員 ありがとうございます。

○安念主査 いかがですか。どうぞ。

○関構成員 数字の見方がわからないので教えてほしいのですけれども、14ページの表のところ、17ページのところとは若干矛盾もありますという説明をされていたのですが、例えば上のほうの男性10-20代のところの「預けた自身のデータは自分で管理したい」が78%、一方で「預けた自身のデータは、預けた先に任せたい」は42.9%。これはちょっとではなくて、かなり矛盾していると思うのです。ほかの欄でもそういう傾向があるのですけれども、これはどう考えたらいいのでしょうか。

○庄司様 それぞれの質問に対して、「そう思う」か、「ややそう思う」というふうに答えてもらっているのですね。ですので、例えば男性10-20代の方が確かにそう答えているのですね。自身のデータは自分で管理したいと78%の人が答えながら、しかし、データは預けた先に任せたいというのを示すと、「そう思う」「ややそう思う」と42%の人が答えているということになります。

ですので、ゼロ・イチというか、どちらかという聞き方をしていないので、こういう数字になってしまっているのですけれども、どちらも含まれるというふうに読むところなのかなと思っています。まだ分析が余り進んでいないところです。

○関構成員 そうすると、サービスの仕組みとかをちゃんと理解していない可能性もあると理解してもいいでしょうか。

○庄司様 ここについては、具体的な健康情報とか位置情報と示さないで、個人情報を提供することで利用できるサービスに関してというふうに、ばくっと聞いてしまっていますので、回答するときどういうものを想定して答えているのかによって少し反応が違って、ぼやけた回答になっているかなという気はいたします。

○関構成員 ありがとうございます。

○安念主査 どうぞ。宍戸先生、その次に松本先生、森先生といきましょう。

○宍戸構成員 東京大学の宍戸です。

まず、庄司先生、本当に貴重な分析結果をありがとうございました。ちょっとお伺いをしたいのは、どういう情報銀行だったり、PDSの利用像なのかということについて、変な角度からお伺いしたいのですけれども、例えば男性20代の方が非常に多い、若い世代の方が多い。他方で、医療に関する関心が高いということを簡単に掛け合わせますと、今の若い男性はそんなに自分の健康に関心があるのかという話ですけれども、そこは必ずしもそうではないということなのか。男性20代はECとかに関心があり、他方で年配の方の中に医療に関心があって、そこは年配の方に医療関係のPDSとか情報銀行は刺さっていくということなのか。そこら辺について、今の段階で何か御示唆があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○庄司様 ありがとうございます。

そこは疑問になりますよね。そのクロスはまだ分析が深められていないのですけれども、まさにそうだと思います。男性の10代、20代の方が、我々が想像するような健康医療サービスに関心があるわけでは多分ないだろうと思います。そうではなくて、40代、50代、60代の中で関心があるよと言っている人たちの志向が医療健康のほうに出ているのかなと思いますので、必ずしも若い人向けの医療サービスをつくれればいいということでもないだろうと思います。

○安念主査 それはそうでしょうね。松本先生、お願いします。

○松本構成員 松本です。

このクエスチョンの中で、情報データ管理を自分でしたいと答えたグループの中に、さらに深掘りした質問で、データ管理をしたい人は、このデータを使っていいかとか、どうかとか、こういうアンケートに答えていいか、そういうのを一々自分に聞いてくるのではないかということを想定しているのですよね。でも、毎日、そういうデータをつくり上げる会社から確認が来たら、多分嫌になってお任せになると思うのですけれども、そういう頻度の調査はされているのかということを質問したいのです。

○庄司様 ありがとうございます。

しているか、していないかと言えば、していないということになります。そこも恐らく回答者が自分で想像して答えているところになると思います。

ただ、先ほどの矛盾した数字、自分で管理したいけれども、ある程度任せたいという気持ちを読み取ると、まさに先生がおっしゃったとおり、管理はしたいけれども、そんなにうるさく聞かれるのは嫌だというふうに取り取るのが正しいのかなと思います。

○安念主査 松本先生、いかがですか。

○松本構成員 そうですね。これは一方、反面的に自分のデータを使われることをどこかで拒否したいと。そういう個人情報保護法を改正するときに議論になったことと裏返しだと思うのです。ちょっと言い過ぎかもしれませんが。

○安念主査 このデータだけからは何とも言えないでしょうね。ただ、それは仮説としては当然あり得るところでしょうね。

○松本構成員 何を言いたいかといいますと、一々自分のデータを使っていいかという確認が来たとする、それにイエス・オア・ノーと答えるわけですよ。それで、いつも確認が来ると、この会社に任せたくないというので、データを使うことを拒否の通知を出すときに、最近そういうところが多いのですけれども、大抵どこの会社でも、拒否をするとかもう配信しないでくれというところを探すのはすごく大変なウェブサービスがあるのです。それに多分陥ると思うので、そういう質問をしています。

○庄司様 ありがとうございます。

16ページのここがもう少しヒントになるかなと思うのですが、データを提供する企業に対して求めるものとして、一番数字の大きい、プライバシーが保護されるとか流出の心配がないというのは、これは当然、悪用されないとかリスクがないということでもありますけれども、次の四角で囲った部分で、誰に提供されるかが明確であること、管理体制がわかりやすい、フィードバックがあるというふうにおっしゃっていますので、ここはまさに提供した先の企業が信頼できる存在であることと。ばか正直に機械的に聞いてくるのも煩わしいですし、同意したんですよということで拡大解釈ぎみに使われるのも嫌で、恐らくこういった、コントロールをしようと思えばコントロールできる、機能がそろっていることをある程度求める人がいるのかなというのがこの辺から読めるのだらうと思います。

○安念主査 そうでしょうね。ありがとうございます。

森先生、いかがですか。

○森構成員 ありがとうございます。

本当に貴重な調査だったと思います。概念の認知が10%で、説明してからの利用意向が20%

とか、厳しいなと思うのですけれども、ほかのところで御説明しても、それはそうなのかなと思います。

今の、自分で管理したいと提供先に任せたいですけれども、それは私ももしかしたらその組み合わせで回答するかもしれない、そういう意味では結構若者かなと思っているのですけれども、趣旨は、提供先は選びたい、選んだところには預けたらお任せしたい、そういうことをございまして、それは別に矛盾していないと思います。それはそういう話です。

18ページですが、10%、20%と厳しいのですけれども、庄司先生がお書きのように、それはユーザーのアプリとしてこなれていないとか、仕上がっていないとか、よくわからないのではないかと。これは全くそうだと思うのです。もしかしたら、移動体通信とか Social Networking Service よりもっと悪いかもしれなくて、例えばブロックチェーンを使いたいと言われても、ブロックチェーンもそうですし、情報銀行もそうですけれども、結局は情報銀行なんて本当にビジネス側からの提案とか、利活用のための提案であって、それはもしかしたらビジネスアプリケーションとは言えるかもしれないのですけれども、少なくともユーザーアプリケーションではないわけですね。

ユーザーが使うときには、ちなみにお薬手帳のアプリがあるではないですか、あれに病院の診断結果とかも一緒に入れて、あなたが引っ越したときに次の薬局にみたいな、そこまでできて初めてユーザーアプリケーションなので、基礎アプリとか、ビジネス側でアプリケーションをつくっていく大きなモジュールが情報銀行なので、そこはユーザーの方に使いたいですと言ってもらえなくても仕方がなくて、仕上がったユーザーアプリで見ていただきたいと思います。

○安念主査 もうお一方くらい。どうぞ。

○松岡構成員 ありがとうございます。

最後のページに書かれている「対象別・分野別の議論と動機づけ・メリットを掛け合わせた具体論が必要」というのはおっしゃるとおりだと思います。11ページあたりで「個人情報を提供することで利用できるサービスの利用意向」というのを拝見しますと、前の10ページのところでは4割、処方薬、生体情報、検診歴、病歴とあり、11ページのところで医療健康のところを見ると6割ぐらいありまして、やはり医療や健康面では、今申し上げたような対象データについて自分も利用できるというところがインセンティブになって、ニーズがかなり高いのではないかとということが確認できました。ありがとうございました。

○安念主査 わかりました。

何か御質問は。矢作先生、どうぞ。

○矢作構成員 ありがとうございます。1つの質問と2つのコメントです。

1つ目の質問に関して、先ほど、若手で多少のリスクがあっても利用意向としてというキーワードが出てきたと思うのですけれども、それに関して、例えば実際に何か漏洩があったり、そういったことに対する対策とか対応の手法を知っているからというような質問は今回のアンケートには入っていたのですか。あるいは、それはしようがないものだというような意見がわかるような資料はあったのですかね。

○安念主査 とりあえずお答えいただきましょう。

いかがですか。

○庄司様 直接的ではないのですが、情報漏洩やプライバシー侵害事象についてのニュースを見聞きしたときにどういう行動をとりますかという質問があります。見聞きした結果、幾つかのサービスの利用を停止すると答える方、全部やめてしまうという方、何もしないという方とあって、例えば、企業や自治体に登録していた個人情報第三者に漏洩すると、幾つかのサービスで利用を停止するという方が35%、利用を減らすという方が20%、プライバシー設定を変えるという方が13%、全てのサービスのプライバシー設定を確認する、変えるという方が9%、そういった数字は出てきています。

ちなみに、何も行動しないという方が22%でありました。

○安念主査 それはあるにはあるのですね。

○矢作構成員 ありがとうございます。

まさにそれが先ほどの14ページ、16ページあたりの一つの解かなと思ったことの一つです。

そういう意味では、あと2つコメントという意味では、1つ目が今のような話ですけれども、ちょうど森さんがおっしゃったとおりで、私も同じ認識ですということが1つ。

2つ目は、医療や社会貢献のためにというキーワードが出ていたというのは、日本も捨てたものではないなと思ったところでありまして、実は我々、小児科外来で10年間14万人近くのデータをずっととっていて、誰かの役に立つのだったらというところが9割以上、みんなイエスなのです。そう思うと、医療とか健康系の情報というのはそういう使われ方というもの、我々一般的な調査をしたことがないのですけれども、今回のものを見ていても、そういった方はそれなりにいるのではないかなというのが実態としてあるのかなと。どうしても病院にかかっているという段階で、医療への認識が非常に高い。それから、小児というのはなかなか治りにくい病気だとか、いろいろなものがありますから、そういったものを何とかしてもらいたいという思いが、偏った情報ではありつつも、こういったところに多少は反映されているのかなという部分で見させていただきました。ありがとうございます。

○安念主査 ありがとうございます。それでは、また御意見があったら後ほど伺うという

ことで、庄司先生、どうもありがとうございました。

でも、やはり日本人はポイントが好きですよ。これだけは確かだなという気がします。ありがとうございました。

それでは、ここで一旦区切らせていただいて、議事を進めます。(3)です。資料2「データ流通・活用ワーキンググループ論点整理(案)」について。これを吉田参事官から御説明をお願いいたします。

○吉田参事官 それでは、今、画面に出ています資料2に基づいて御説明したいと思います。

<資料2：1ページ>

まず、1ページ目、これはこれまでの振り返りですので、第1回以降、政府における取り組み、事業者の取り組み、分野別のヒアリング等、御議論いただいてきて、今年に入りまして今回が第1回ということで、これからの議論を踏まえて、次回、もう一度各省庁からのインプットも踏まえて御議論いただいて、これが恐らく4月ですね。願わくば、次々回に最終的な取りまとめという形で、このワーキンググループでのその時点でのアウトプットを出したいと思っております。

<資料2：2ページ>

その次のページは、皆様のお手元にはA3の大きなペーパーとして配らせていただきました。これを参照いただきながら、まず、このペーパーに従いまして、前段部分、この紙で言うと上半分、「検討の視点」というところまでこの紙をベースに説明させていただきまして、残りのところの具体的な論点に関しましては、資料に基づいて準備説明させていただきたいと思っております。

では、この紙で、まず「議論の整理」の上の3つ四角がございます。これに関しては、この議論の前提となる背景の事情というところで、特に一番左の「データ利活用をめぐるルール整備の進展」というところは、7月の検討以降、各省からのインプットで情報共有させていただきましたけれども、一昨年の中間取りまとめ以降、各省でさまざまなルール整備が行われ、業界としてもデータ流通推進協議会の設立、それからIT連における情報信託機能の認定に関する業務が進んできているというのが現状でございます。

真ん中の「グローバルな環境変化」というところで、我が国の改正個人情報保護法、欧州の動向、米国の動向、中国の動向、いろいろな動きがある中で、去年の12月19日にIT総合戦略本部の中で、「新たなIT政策の方向性」が決まりまして、これをもとにこれからIT政策大綱、さまざまな戦略といった形で表に議論が出ていくのではないかと考えています。

右側の「データ利活用をめぐる懸念及び対応」というところで、昨年の後半以降、現在に至るまでいろいろな新聞記事がございます。プラットフォームによる個人データの流出等の事案など、さまざまな事案がありました。こういったことも踏まえて、下のほうでございますけれども、経済産業省、公正取引委員会、総務省におけるプラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の検討というものが行われている。他方で、総務省におい

ても、電気通信事業法の観点で、プラットフォームサービスに関する研究会が行われているというのが現状でございます。

一番下に補足として書いてございますけれども、個人情報保護委員会においても、3年見直しの議論が「新たなIT政策の方向性」も踏まえて、今、見直しに向けた検討を開始している。この辺が今の政府の検討の状況かと思えます。

これを踏まえた「検討の視点」というところで、真ん中の四角になりますけれども、基本的には一昨年3月に皆様に御議論いただきました中間取りまとめ時から現在に至るまでをフォローアップした上での必要な方策のアップデートを行いたいと思っています。

特に、今の庄司先生の報告でもプライバシー保護、それから流出、悪用がないというところでの利用者の不安もございますので、これを踏まえて、今回に関してはまずは個人を中心としたデータの流通・活用促進に向けた検討、パーソナルデータに関する検討を行いたいと思っています。

ただ、一点申し上げておきたいのは、先ほど触れましたとおり、個人情報保護法自体の見直しに関しては、これはまさに3年見直しの観点で個人情報保護委員会のほうで検討が始められておきまして、その見直しに関する検討はそちらのほうで行っていただくということで、私どものワーキンググループの中では、基本的には現行法制を踏まえて、より皆様が安心して活用できる方策ということで、この下に書いてあるような観点から議論を行いたいと思います。

これから御紹介させていただきます論点でございますけれども、これまでこのワーキンググループで皆様にいただきました議論、その後の状況を踏まえて事務局内でも検討をした中身を踏まえた、ある意味仮説も相当含まれていると思います。ぜひ、このペーパーを踏まえて、本日、忌憚のない御議論いただきまして、次回、さらに各省からのインプットを踏まえて、このときにはパーソナルだけではなくて、産業データも含めた議論をしたいと思っておりますけれども、さらに検討を進めたいと思っています。

真ん中の四角に戻りますけれども、検討の視点として2つ提示させていただいております。1つは、データ保有者・個人・データ活用者の間でやりとりされるデータの形式・構造に関する検討を行って、円滑なデータ流通のための環境整理について議論してはどうかということで、基本的には企業の保有するデータを個人が受け取りやすくし、それをさらに活用するということを総論としては言いつつ、そこの具体的なデータの流通に向けた環境整備ということで、技術的な検討も含めた論点を提示させていただいております。

もう一つが視点2のところ、利用者本人の不安や懸念を低減するため、これまでの個人情報保護に関する取り組み、それから総務省、経産省における検討、IT連等の業界団体における議論を踏まえて、同意の範囲や管理のあり方について、特に個人が安心してデータを活用できるという観点に基づいた環境整備に向けた方策を、視点2ということで整理させていただいております。

<資料2：3ページ>

以下、具体的な論点に即して御説明したいと思います。今、皆さんにご覧になっていただいているのは中間取りまとめのときに整理いただいたもので、基本的に関係者がここに書き込まれておりますので、これを念頭に議論したいと思います。左側からデータ保有者、真ん中に個人がありまして、情報銀行、それからデータ活用者と。これらのデータに関しては、取引市場も介在してデータのやりとりがされるということで、さまざまな応用的な展開はあるにしても、基本的なパターンとしてはこれを念頭に置いて議論いただければと思います。

<資料2：4ページ>

まず、視点1、円滑なデータ流通に向けた環境整備ということで、以下説明させていただきます。

まず、1-1、各府省庁の検討を踏まえた情報銀行等の定義の見直しということで、ここはあらかじめ申し上げておきますと、次回、総務省、経産省を初めとした御検討のインプットをいただきたいということで頭出しをしているものです。中間取りまとめのときに整理いただきましたPDS・情報銀行、データ取引市場、そのものの定義についてその後の検討状況を踏まえた見直しの必要性はないか。それから、各省、あるいは企業での実証実験、サービス開発状況を踏まえて、さらなる明確化、ルール整備が必要な事項はないかということ挙げさせていただきます。

その上で、先ほどから申し上げております技術的などところでありますけれども、1-2、各プレイヤーが実装する機能、データの形式、構造及び信頼性という形で項目をつくっております。

まず、1つ目の四角、各プレイヤーが実装する機能ということで、円滑なデータ流通が実現するために、各プレイヤーが実装すべき機能としてどのようなものが考えられるか。例えば、データの受け渡しのためのインターフェース、データカタログ、個人の識別情報、どのようなキーで個人を識別するのか、それから同意の管理、ログ、証跡の管理といったところに関して、2つ目のポツですけれども、こういった機能を実現するためのアーキテクチャの定義、それから円滑にデータが流通する前提条件として、相互運用性を確保した標準化といった観点からの検討が必要ではないかということでございます。ただ、3つ目のところで、ビジネスの創意工夫の妨げとならないような配慮ということで、費用対効果、実現可能性を踏まえた議論が必要ではないかということで、3点列挙させていただきました。

これを踏まえたところで、2つ目の四角ですけれども、こういったアーキテクチャの定義、データの構造に関して定めた上で、実際に流れるデータに関して、データの出し手のデータの保有元と、受け手、例えば個人が共通のデータ項目に基づいてデータやりとりする環境が整っておらず、端的に言いますと、データベースを別に共有で持っているわけではございませんので、それぞれのデータベースの中での項目といったものに関して共通の理解といったことがない。そういった中でデータだけが単に流れるとなってしまうと、データを読み取る基盤がないということになってしまいますので、この環境に関して最低限必要な共通ルールが求められるのではないかとございまして。

その次のところでございますけれども、ここから先は信頼性の話になります。データ保有者、データ活用者、個人、それから取引市場の間を流通するデータの信頼性について、これは品質も含めてですけれども、基本的には市場原理に委ねること十分かというところが1つ目です。

これは、事業者からのヒアリングの中で、dプライムの説明の中で、例えば歩数データに関して、スマホ経由のデータと足裏センサーではかったデータでのデータの信頼性といったものに関して値段が違うといった御説明があったと思いますけれども、これが市場原理に委ねるといふことの一例ではないかと思いますが、こういったもので十分かというところではあります。

それから、データの信頼性を確保するため、顕名データはもとより、個人が任意で作成するユーザーIDに関しても、一定の本人との結びつきが求められるのではないかと考えています。さらに、データの利用目的によっては、データのライフサイクル、これは生成・保管・活用とさまざまな局面がありますけれども、ここで一定以上の信頼性の確保が求められる場合、先ほど来、市場原理で価値が決められるものもあるとは思いますが、一定以上の品質、それから信頼性が確保されたデータのやりとりによりサービスが成立する、そういった領域もあるのではないかと問題提起です。こういったデータのやりとりに関して、信頼性を確認できるような方策としてどういうものが考えられるのかということが5つ目のポツでございます。

<資料2：5ページ>

続いて、ここから先、企業が保有するデータを個人が受け取りやすくし、活用を促進するための方策ということで、今まで申し上げました技術的な解決策を踏まえた上で、その先の議論として、特にデータポータビリティの前提としてどのような環境を整備すべきかということになります。

1つ目のポツは、保有者から個人への円滑なデータ流通の実現のため、現行の個人情報保護法第28条を根拠とした上で、今、検討したようなさまざまな技術的な機能、データ構造について整理した上で、さらにそれを現実に実装するための環境といったものを議論すべきではないかということになります。

そのときには、特にデータ保有企業側に求められますこうした機能を実装する場合の負担、あるいはこちらのほうがより議論される話だと思いますけれども、一旦、個人へ戻されたデータを競合他社に渡したくないという企業の意識もありますので、エコシステムという言葉を書いてございますけれども、企業がデータを流して、それを個人が受け取るといったところを担保するようなビジネスモデルが機能するための検討がないと、実際にデータは回らないのではないかと2つ目のポツで示してございます。

そうしますと、既に一部の企業の自主的な取り組みで個人がデータを閲覧またはダウンロードが可能になっている場合もあり、これからもそういったサービスも出てくることは想定されます。そういう意味では、当面はデータポータビリティに関しては、データ保有企業の差別化の要素として機能すると考えられますが、その場合の留意点は何かありますというこ

とが3つ目でございます。

基本的にはこういったことで、市場の中でそういった取り組みが進められるということここでは整理させていただいておりますけれども、実際、そのような企業の取り組みを後押しするために、何らかの制度的な対応も含めた政府の取り組みが必要かということを示しております。

その他、データ保有者からのデータの払い出しに関して、何か方策を講じる必要があるのかということに記載してございます。

以上が、企業が保有するデータの活用の局面です。

1-4の行政が保有するデータを活用するための方策に関しては、次回も含めてさらに議論したいと思っておりますので、1つ目の項目は大きな論点として書いてございます。

2つ目のところは補足的な説明でございますけれども、今後、マイナポータルをAPIを経由したデータの取得が可能になるということを踏まえると、こういったところの機能で提供されるサービスの充実を図るということも想定した議論ができるのではないかとことです。

1-5は、最後のまとめでございますけれども、こうした検討を踏まえて、国及び産業界がどのような役割分担で進めるべきかということ論点として示させていただきました。

以上が視点1というところでございます。A3の資料に適宜戻っていただきまして、項目はここに記載してございますので、これからの議論に活用いただければと思います。

<資料2：6ページ>

残りの時間で、視点2について御説明したいと思います。こちらは「個人が安心してデータを活用できる環境整備」として、まず2-1のデータ活用に関する個人の不安・不満の低減のための方策ということで、先ほど庄司先生に御紹介いただいた、個人意識のアンケート調査も踏まえまして、個人の不安・不満といったものが引き続きデータ利活用の一定の障害になっているということ改善するための方策に関して、御検討いただきたいと思います。

先ほど、利用意向の比較的高いと思われる人たちが見えてきたという話がございましたけれども、それを一般化した上で、個人に受容されやすいようなデータの活用範囲や形態、どのような活用先であれば信頼できるのか、どのようなインセンティブであれば個人が動くのかといったところに関して、個人・データ活用者双方のコンセンサスが得られる一定の基準が設定できないかということで、先ほどの調査をさらに深掘りして、この範囲であれば安心してデータが活用できるのではないかとといったところの範囲についての議論を行えないかと思っております。

その際に、個人が顕名データを提供する場合と、仮名化や暗号化されたデータを提供する場合では、これはどちらも個人情報ではありますが、個人の受容性ということが変わってくるのではないかとということの問題提起させていただきます。

個人情報の中でもプライバシーインパクトが異なって、受容性が異なるものがあるのではないかと。例えば、名刺に書いた情報みたいなものは、よりプライバシーインパクトが低いものとして想定できるのではないかと。

今の2つ目と3つ目のところで、どのようなデータをどのような形態で提供するかによって、個人の意識がまた変わってくるのではないかということを書かせていただいております。

その他、個人の不安・不満を緩和する方策は考えられないかということが4つ目です。

次に、データ活用企業のほうですけれども、先ほどの2つ目のポツで御説明しました一定の基準というものに対応するものでございますけれども、参照するデータの範囲を設定するとか、あるいは受容されやすいデータの活用方法のリストといったものを御議論いただいて、一定のコンセンサスを得られるのであれば、それが一つの目安となってデータの活用が進むといったことが考えられないかということの問題提起させていただいております。

下から2つ目のところは、同意のとり方や管理の仕方について、これまでもIT連の認定基準、それから各企業のサービスで御検討いただいている、こういったものを踏まえた基準を示すことが可能ではないか。

さらに、事後の法的対応、あるいは適用可能な保険についての情報整理や周知の必要があるのではないかということを示させていただいております。

次からが個人を中心にしたデータの活用ということで、概念の整理ですね。2つ目のポツでございます。個人によるデータのコントローラビリティがその中核になると考えてよいのか、ほかに考慮すべき要素はないかということが2-2です。

<資料2：7ページ>

2-3でさらに深掘りしまして、個人のデータコントローラビリティとは、本人の同意の及ぶ範囲において安心してデータを活用できることと考えることが適当か、その他の考慮要素があるか。

ここから利用規約、プライバシーポリシー等に基づく事前の包括同意の場合であって、ただ、それでもどういったデータの活用がなされているかということ把握しづらいような場合は、十分な情報提供がないとその対象・範囲が不明確となり、安心してデータを活用できない可能性があるのではないかということで、ここで電気通信事業法における通信の秘密の利用等に関する通信当事者の有効な同意に関する類似の検討内容ということを書いておりますけれども、次のページで、総務省における過去の検討の結果について引用してございます。こういったことも踏まえて御議論いただければと思います。

2つ目のところがデータコントローラビリティの及ぶ範囲で、これは個人が直接データを提供するデータ活用者に対する同意で、そこから先にさらにデータ提供する場合にデータのコントローラビリティに差があるのか。

特に一次利用のところですが、これは基本的には個人が直接データを提供するデータ活用者だけに限定した活用なのか、あるいは、例えばデータ処理のための100%子会社のような十分な支配力が及ぶ団体での活用とか、あるいは公的機関の間の一定の信用力が担保された団体での活用といったところまで拡張する余地があるのかといったところは、これは皆様に御議論いただければと思います。活用できるデータの性格や便益、それからガバナンスに即して検討してはどうかと書かせていただいております。

さらに、データコントローラビリティに関して、外形的に確認可能にする。その観点から、一回同意を行えばもうずっとその効果が続くというよりかは、例えば通知の頻度を高めるとか。これは高め過ぎると、またそれが煩わしいということになってしまうかもしれませんけれども、一定の確認できるような仕組みを講じているようなときに、信頼性を高く評価するといった方策が考えられるかということ。さらに、同意を撤回した場合に、一次利用先、さらに二次利用先ともにデータの利用停止を行えることまで確保する必要があるのかといったところです。

この辺は、今のIT連で示していただいている認定基準では、一次使用先に限定した運用ということになっておりますので、それを踏まえてというよりかは、もう少し先の議論になってくるとは思いますけれども、二次利用先についても記述させていただきます。

このデータの利用停止を行えるといったときの実効性の確保手段というところで、先ほどの視点1のほうの技術的な担保のほうにも関係してまいりますけれども、こういった手段、それから対応困難な場合の救済方法についての検討の必要があるかということを書いてございます。

20分をちょっと過ぎておりますけれども、もう少し説明させていただきます。

<資料2：10ページ>

個人の同意の取得・管理のあり方ということで、これはデータ活用先においてデータポリシーに変更が生じた場合に、個人に周知する方策について検討が必要ではないかということです。

あとは、下の四角は、次のページのところにプライバシーポリシーマネージャー、PPMという形で紹介させていただいておりますけれども、基本的には個人のパーソナルデータ提供の範囲について、視覚的にもわかりやすくコントロールできるインターフェースを指した議論でございます。

戻りまして、データ活用に関する個人の不安・不満の解消のため、みずからのデータの活用状況についてわかりやすく可視化し、コントロールできるような同意の取得・管理機能についての検討を本格化すべきではないか。そのときには、データ保有者、活用者、活用内容、活用条件についての確認方法といったところに関して検討すべきではないかと。そういった機能を実装しているサービスに関しての信頼性の付加といったことも考えてはどうか。さらには、その機能に基づいてきちんとデータの共有、共有停止ができるようなアーキテクチャの検討が求められるのではないかとということに記載してございます。

<資料2：12-13ページ>

ここまで御議論いただいたことは、実は平成25年、もう5年前になりますけれども、経済産業省のパーソナルデータワーキンググループの中で検討された経緯があるものをなぞった議論も相当あると認識しております。

この経済産業省の議論を踏まえ、経産省のほうでもさらなる国際標準化などの検討は進んでいると認識しておりますけれども、改めてここで御議論いただければということで、これ

までの論点を提示させていただいた次第でございます。この2枚、経済産業省の検討状況についても適宜御参照いただければと思います。

<資料2：14ページ>

最後です。あと2つ論点が残ってございますけれども、ここもこれまでの議論、特にこれは森先生の御指摘がありましたけれども、ソーシャルプラグインやサードパーティCookieなど、本人の理解が十分ではないままに同意がなされてしまうといったときに、同意したから大丈夫ということではなくて、例えば十分な説明といった方策を検討する、あるいは透明性を確保することによるデータのコントローラビリティが確保できるかということに関して御議論いただければと思います。

最後、これはよりきめ細やかな対応が必要な分野ということで、要配慮個人情報に関する話でございます。医療分野について御検討いただきました。医療分野を念頭に書いてございますけれども、同意はもちろん前提とした上で、例えば活用の範囲で、医師のコントロールが及ぶ、あるいは医療従事者間のデータ共有に限定するとか、一定の限度を設ける等の活用条件の明確化によって、保護と活用のバランスを図ることができるのではないかとということ。

あとは、年末に御議論いただいたスコアリングに関しては、個人を評価したデータの活用に関して、これらのサービスが社会に与える影響も勘案の上、その促進に向けた特別な配慮が必要ではないかということに記載してございます。

以上、これまでの御議論を踏まえて、事務局の仮説も含めて整理させていただきました。長くなってしまいましたけれども、この論点整理案に基づきまして、あるいは足りないものも相当あるかと思えます。御議論いただければと思います。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。大変盛りだくさんですけれども、視点1と視点2に分けて議論させていただきたいと思えます。残りの時間、それぞれ20分程度、質疑応答あるいはコメントを伺いたいと思えます。

まず、視点1のほうから、「円滑なデータ流通に向けた環境整備」というところの各項目に関して御発言をどうぞ。

○柴崎構成員 柴崎です。

論点1だけに限らないのかもしれませんが、例えばここでデータのやりとりをどうしましょうとか、フォーマット化というと、必ず世界標準との絡みはどうなっていて、これは恐らく個別の分野でいろいろある程度進んでいる部分もあれば、そうでないところもあって、今回のこの概念は個人情報、パーソナルインフォメーションと割合幅広いので、それを例えばあるワークアイテムにして包括的に全体の整合性を見ながら進めていきたいと思います、結構ユニークなのだと思うのです。そうなったときに、一体どういう戦略を持ってやっていくか。

そういう意味では、論点1も、ある種論点2もですけれども、その中のコンポーネントに、グローバルの戦略で日本がほかのEUとかアメリカとの位置関係を見ながらどう打っていくかというのを検討しないといけないと思うのですね。恐らくここ以外は、みんな個別の医療のデータであったり、モビリティのデータであったり、その標準化がやりやすいと思うのですけれども、必ずしも全部をやるわけではないので、何かもうちょっと明示的に入れておいたほうがいいのではないかなという気がします。

論点1はテクニカルなのはあるし、論点2にもちょっと関係があると最初申し上げたのは、いわゆる今、プラットフォームビジネスの話は、総務省での御検討でもある程度そうですけれども、プライバシー侵害とか個人情報というので騒がれたのはもう一昔前になりつつあって、むしろ今は競争の阻害とか絶対的な力の差を背景にしたある種不公平なとか、不正な取引の強要的な話が、むしろ日本も、グローバルにも問題になりつつあるのですね。その力の根源には、おまえが持っていないデータを俺は持っていて、おまえはそのデータをとることは恐らく不可能であろうというところがあるわけで、データポータビリティもそれに刺さるものだと思うのですけれども、ここで出てきているPDSとか情報銀行は別のルートを何とかつくりたいという割に具体的な試みなのだろうと思うのですね。

そうすると、それを一体どういうふうにもう世界に向けて打っていくかというのがあるのだらうと思います。なぜかという、PDSにしる、銀行にしる、データ市場にしる、国内に限定する理由は全くないのですよね。むしろ、国際的にどうなるのか。例えばアジアなり、アフリカなり、中南米でもアメリカでもいいのかもわからないけれども、そういうところも急激に今、いわゆるクオンタムリープでモバイルペイメントという動きがすごい勢いである中で、どういうふうにもう情報を見ていくのかという議論は個別の国でもすごくホットなのです。

個別の国のデータポリシーも揺れていて、絶対に出してはいけないというのと、もっと流通を盛んにして自国の産業を育てなければだめだというのがあって、その中でどういう立ち位置でこういうものを打ち上げていくかとか、ローンチしていくかというのも本当は考えなければいけない話であって、やはり内閣官房IT室で頑張ってくれるといいのではないかなと。

だから、論点としてこの中に明示的にどのぐらい書くかはあれだけれども、1行ぐらい何か残しておいて、そういうのもあったよねと思い出して時々検討する人がちゃんとあらわれるようにしておいたほうがいいのではないかというのがコメントです。真面目にやるとすごいボリュームの話になってしまうのですけれども、以上です。済みません。ちょっと長くて。

○安念主査 それは落とせない話でしょう。

○吉田参事官 非常に重要な御指摘、ありがとうございます。

実は、まさにそういう御議論もしていただきたいと思っています。PDSに関しては、イギリ

スも含めてさまざまな取り組みがあつて、それがこのワーキンググループでも議論していただいてPDS・情報銀行、データ取引市場という、これは本当に我が国特有の概念が含まれた議論だと思っています。

御指摘のとおり、アメリカでの標準の動き、それとEUでもさまざまな標準化が進められている中で、この情報銀行のスタイルでのデータのやりとりの仕方で、先ほどの論点の1つ目のところで書いていたもの、これは例えばEUの中でビルディングブロックみたいな議論にもつながってくる話だと思っております。

そういう意味では、各国での標準の動き、まさにグローバルでの標準の動きの中で、この個人を中心にしたデータのやりとりはどういう形ではまるのか。そこで、日本のモデルといったものがどういった形で彼らと連携できるのかということは、当然のことながら視野に入れていきたいと思っておりますので、次に向けてどういうことが書き込めるのかということは、これからも御相談していきたいと思っておりますけれども、ぜひ盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○安念主査 では、矢作先生、森先生といきましょう。

○矢作構成員 ありがとうございます。

幾つかあるのですけれども、今、ちょうどすばらしい御指摘をいただいたなと思って、1つだけまず先にと考えたのが、「流通」というキーワードがありますけれども、実際にAからB社に対して直接、矢作尚久という者のデータが行き来するという書きぶりだと思うのですね。あたかもITというのはそれが行ったかのように、要するにB社がA社のデータを見たいときに、見るだけで、行き来せずにできることもあろうかと思うのですね。あろうかという表現をしたけれども、できるのですよ。

そういう意味で、ここで書かれている標準化とか、かなりテクニカルな話ですけれども、グローバルな視点で見ていったときに、そこで流通の標準など今さら日本がとりに行くことはかなり難しく、そういう意味ではまさに立ち位置として、あたかもそういった環境が安全に確実にできるという技術的な要素とか要件ということを含めて「環境」というキーワードにしておいたほうがいいのかと思いました。

ここで書かれているのは、AからBにデータが行き来するというような概念がすごく強く見えたので、そんなことをしなくてもできるよねというような話を「流通」という単語の中に盛り込んでおいたほうがいいのかと思つたのが一つです。

結局、これは視点2のほうにもつながってくるのですけれども、そうしたときにそれをどう制御するかという技術に特化していく。これは視点1、視点2ときれいに分けていただいて、私たちは非常に話しやすいのですけれども、実はそこというのはそれをどう制御するかというようなキーワードになってくるのかなという認識でいます。これはあくまでもコメントです。

○安念主査 ありがとうございます。

では、森先生。

○森構成員 ありがとうございます。

私も今の柴崎先生のお話は賛成でして、先生方御案内の例のシェアリングエコノミーも内閣官房で標準基準みたいなものをつくって、それをシェアエコ協会が認定基準にしてやっているわけですが、そのときに第三者認証を国内でやる中で、これは大ざっぱに言うと、消費者保護のための幾つかのルールを定めているわけですが、それは法律でそうしなければいけないという話ではなくて、ベストプラクティスなのです。ベストプラクティスなのですけれども、それが果たして正しいかどうか。特にグローバルに見たときにどうかということだったので、最初にイギリスの国内標準、BSパスをとりに行きました。さらにそれがとれた段階で今度はISO化を目指しているということなのですけれども、ステアリングコミッティもできて、粛々と進みつつあるわけです。

やはり反対する人もいるわけですね。ISOで標準化しなくていいという海外の意見もあるし、また、カテゴリーの切り取り方が違う。パッケージ化が違う。今の矢作先生の話にもありましたけれども、こちらとしてはシェアリングエコノミーだと思っているのですけれども、向こうは再生可能社会のための仕組みみたいな切り取り方をするわけです。そういったグローバルなところでは切り取り方も違うわけですが、今、我々の情報銀行みたいなものを我々なりの切り取り方で、そういうベストプラクティスがあるし、またそういうものを標準化するということは、検討はぜひしていただいていいことだと思うのです。シェアエコについては着々と成功しつつあるということもありますので、それは御検討いただいてもいいことだと思います。

その中心はどういう消費者保護のベストプラクティスなのかということですが、そういったことを前提に考えたときに定義の問題も非常に重要でして、1-1で御指摘をいただいている定義について見直す必要があるのではないかと。これは全くそのとおりで、特にPDSとの区別ですね。当初は、個別の同意がPDSで、情報銀行にある程度お任せするのが情報銀行だというような、個別と包括みたいな区別でしたけれども、今は認定基準もそうになっていけませんので、私も最初は何のことかなと思っていましたが、我々も何となくだんだん理解が進んで、情報銀行というのはユーザーに対して事業者が提供するサービスで、PDSというのはスマホのアプリだったり、場合によってはサーバーも使うかもしれませんが、ユーザーが自分の情報をコントロールする単なる仕組みです。そういう区別で、定義も再整理をしていただいたほうがいいと思います。

○安念主査 では、関さん、宍戸先生、大橋先生でいきましょう。お願いします。

○関構成員 ありがとうございます。

幾つかあるのですけれども、まず、データポータビリティについてですが、今後の議論ということになると思うのですが、どのような企業が対象になって、どのような情報がこの仕組みの対象になるのかというのが、具体的なイメージを持ちながら議論したほうがいいと思っています。

基本的には3ページに出ている、各プレーヤーと言われる、企業で言えばデータ活用者とデータ保有者になるのかと思うのですが、例えばデータ活用者であれば情報銀行との間の何らかの契約内容に応じて、活用者側のルールなり、技術的な対応なりが決まる。ただ、データ保有者のほうはPDSとの関係がどうなるのか、ただ単に提供するという形になるのか、あるいはPDSにそのまま流し込めるようなものでないといけないという話になるのか、そのあたりはちょっとよくわからないのですが、いずれにせよ、このときに対象の企業というのは、およそデータを保有している企業全てということなのではないでしょうかということが一つ。

あと、情報について、例えばメーカーで言えば、ユーザー個人を特定できるような情報を当然持っていると思うのですね。住所とか名前とか。それ以外に、場合によっては家族構成というのを持っているかもしれないし、もちろん買っていた製品についての情報とか、過去の故障歴とか、あるいはクレームをした、しないみたいな履歴とか、そういったものを持っていると思うのですけれども、そういったものが全部対象になるのか、どこまで企業として対応するというイメージなのかというのがちょっとよくわからないというのがあります。

いずれにしても、データ保有者については、データ提供を義務的なものにするのではなく、データ保有企業の差別化の要素だというレベルでデータ提供をずっと考えていくという方針であれば、そんなに大きな問題はないと思うのですが、いずれにしても保護と活用のバランスは非常に重要だと思います。それが1点。

2点目は、国と自治体の話も出てくるのですが、ぜひ、民間企業と同じ環境で国、自治体も仕組みをつくっていくべきだと思いますので、分けて検討しないで、一緒に検討したらどうかと思います。それが2点目です。

3点目が、EUではGDPRをすでに運用されていますので、ポータビリティについてどういう形で運用できているのか、あるいはトラブルとか、企業側の負担とか、そういったことも含めてよく調べた上で、日本の制度も検討されたらどうかと思います。

とりあえず以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

宍戸先生、どうぞ。

○宍戸構成員 各論的なことですが、4点申し上げたいと思います。

第1に、先ほど柴崎先生からお話がありました日本の立ち位置という戦略の話ですけれども、これは情報提供的でございますが、情報銀行あるいは情報信託機能については、この会

合でも第3回会合で若干言及があったと思いますが、IT連さんのほうでプライバシーコミッショナー会議のサイドイベントで若干御紹介をされて、好評を博したという報告を私は受けておりますが、多分第3回会合と日にちがずれているので、そこら辺は事務局においても少し把握をしておいていただいて、記載を膨らませていただくということもあるのではないかと。

○安念主査 可能ですか。

○吉田参事官 はい。

○宍戸構成員 ありがとうございます。

それから、2点目は1-2のデータの信頼性、トラストの部分でございますけれども、この点につきましては現在、総務省のプラットフォームサービス研究会の下に置かれましたトラストサービスのワーキンググループにおきまして、EUのeIDAS規則などを参考にしながら、議論を若干始めているところでございます。

ただ、ここで言うトラストといったときに、データの完全性の話でありまして、データの中身が現実世界の事象に対応しているかどうか。こういった話になってきますと、例えばパーソナルデータについて言えば、データの保存期間をちゃんと的確に事業者が区切るとか、あるいは個人情報保護法19条に定められているデータの正確性を保つということを、事業者がベストプラクティスとしてどうやってきちんとやっていくのか、あるいはそのことをどう表示するのかといったような問題というのと全体を総合しながら、ドッキングさせながら検討する必要があるのかなと思っております。

次に3点目は、1-3のデータのポータビリティの関さん御指摘のところにかかわるのですけれども、2ポツ目で、一旦個人に戻されたデータを競合他社に渡したくないという企業の意識も踏まえというのが、実は私は長年気になっておりまして、個人データが本人のところに戻ったところで、本人がどうそれを誰に提供するか、本来、本人の自由であるはずですが、ただ、そうだとすると戻せないとか、戻したくないという気持ちも若干わかるわけでありませう。

一般に、官民データ活用推進基本法の世界だと、民間企業の方は競争領域ではデータをクローズドにして、協調領域ではデータをオープンにするということだと思いますけれども、ここで問題になっているのは、企業が個人に個人データを返すのだけれども、その個人の方に競合他社には渡さないでくださいというお願いなり、コントロールを例えば契約ベースなどでできっちりやる。そして、本人はそれにメリットがあれば、その企業との約束を守るといったような形をつくっていくことだと思います。

ただ、その個別の契約でのコントロールというものを現実的にやっていくのは相当煩雑になってきて、そうすると後で、2-3で出てくるようなPPMなどのコントロールというもの、そ

ういった意味で個人データについての同意のコントロール機能を高めていくというような、ここに関連しているのではないかと考えております。

長くなっておりますが、最後、4点目は1-4で、これも関さんから今御指摘があった点ですけれども、地方自治体の保有するデータ活用促進についてということですので、各地方公共団体の条例の問題もありますが、それぞれ条例で置かれている個人情報保護審議会とか、あるいは地方公共団体の方の現場のデータ利活用に関する意識を高める取り組みというものが無いと、実際に動かないところだと思いますので、こういった点はこの場でも何らかの発信ができればいいのではないかと考えております。

私からは以上です。

○吉田参事官 ありがとうございます。

今、関さんと宍戸先生の御指摘に絡むのでございますけれども、特に1-3のところでございます。データポータビリティに関しては、どんな範囲でどういうデータを対象にというところがわからないということは関さんから御指摘いただきました。

これに関しては、政府の中で、先ほどA3の右上のところでありまして、経産省、公取委、総務省、ここでプラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備、この中でのプラットフォーマーが保有するデータのポータビリティについての検討を行っておりまして、これはプラットフォーマーを対象としたものとしての検討でございます。

それ以外に、分野別のポータビリティといったところも検討されておまして、そういった個別の検討は、それはそれで今並行して進んでいて、一般的なところとしての議論がどういったことができるのかということで、この1-3を整理させていただいているところでございます。

ですので、特にどの分野、あるいは誰に対してということ特定しているわけではないのですけれども、先ほどおっしゃったような、データの中身をどこまで出すべきだといったところの議論もあるかと思っておりますので、そういったところの議論の詳細化はしていきたいと思っております。

そういったものが詳細になればなるほど、個人のインターフェースのところも難しくなってくるので、そこは、例えばPPMみたいな話も出てくるのかなと思います。

あと、データの戻し方に関してでございますけれども、個人に直接戻すのか、あるいは個人のコントロールのもとにデータ保有先からデータ活用先に出すのかといったところは、さまざまなビジネスモデルの中で出てくるのかなと考えております。

以上です。ひとまずコメントさせていただきます。

○安念主査 「同意」というのは一つのキーワードなのでしょうね。同意のアーキテクチャとでも言うのかな。あと、移転の問題も我々ローヤーの感覚からすると、指図による占有の移転とか、占有改定のイメージで語られることになるのでしょうね。

大橋先生、お待たせしました。

○大橋構成員 きょう途中で退席するので、申しわけございません。ありがとうございます。

2点気づいた点を申し上げます。1つは、データの信頼性というところですが、信頼性の定義が何なのかなというのをはつきりさせる必要があると思います。例えば、虚偽とか、データの中身の質という観点で言うと、ある程度市場原理に任せられる部分があるのかな。つまり、このデータがマネタイズに、要するに営利として使われるようなデータの話をするのであれば、ある程度、事業者の市場原理に任せるとするのは一定の考え方だと思うのです。ただ、公的なデータ基盤の話、例えば先ほど病院の話とか、あるいは自治体間、そういうもののお話をするのであれば、市場原理というのを分権的に任せるという意味でおっしゃっているのであれば、もう少し中央集権的にある程度考え方をまとめて下に流したほうがいいのかないという感じがいたします。いずれにしても、グローバルな視点とおっしゃった点もすごく重要だと思っていて、ぜひそういう点も反映していただければと思っているのが1点です。

2点目はデータ保有者という話ですけれども、データ保有者というのは基本的に企業をイメージされているのだと思いますが、この法的な位置づけが何なのかというところがちょっとはつきりしないのです。先ほど、例えばデータの扱いと競業の扱いというのがありましたよね。企業同士で競業しているからデータを個人に返すとか。これは、すごくおかしい話だなと思っている。何が基本理念なのかということをもう少し明確にしたほうがいいのかないという感じがします。

ちょっと気になっているのは、視点2の話になって恐縮ですが、2-1に個人の不安・不満の低減のための方策と書いてあるのですけれども、この議論は個人の不安とか不満を低減させるためにやっているのかなということは若干感じていて、それであれば個人が満足するような情報を与えて、不必要な情報は真実でも隠すみたいなことでもいいのかなという感じがするのです。だけど、本当の理念は違うのではないかと思って、データの利用の個人の主体性をもっと積極的に評価するというところにあるのではないかと思うのです。そうすると、もしそこが原理原則として、基本理念として一本立つのであれば、企業の競業の話は関係なくなるのではないかと思うわけです。

基本的にデータの利用、あるいは個人から出たもののデータについては個人がマネージするのだという基本理念があるのであれば、あと、データ保有者の位置づけをどうするのかという先ほどの話に戻りますけれども、その位置づけのあり方をしっかりすれば、競業とか何とかという、これは営利の話なので、それとデータの基本理念というのは本来関係ない話ではないかと思っていて、本当は基本理念に営利の話が入ってきてはいけないのではないかと思うのです。そこのあたり、ちょっと私、完全にフォローし切れていないかもしれませんが、データを集めるというのは企業さんが自分の営利活動の中で投資をされているので、当然、その投資回収の話は議論として入ってくるのはわかるのですが、データの利活用あるいは保有に関する基本理念というのは、やはり営利活動と関係ないところでしっかり決めて

おいたほうがいいのかなどという。

済みません。ぐだぐだ申し上げていますが、途中で出てしまうので失礼いたしました。ありがとうございます。

○安念主査 どうぞ。

○吉田参事官 ありがとうございます。

1つ目の信頼性、トラストのところはおっしゃるとおりで、市場原理に従う部分とそうではない部分があると思っておりまして、そこのところをもう少し深掘りした議論がしたいということで、これを書かせていただいた次第でございます。

2つ目のところは、御指摘はわかるのですが、まさに理念のところと実際にデータが流れないといったところをどうその乖離を埋めるのかといったときに、個人の不安みたいなものが障害になっているという話もありますし、企業の意識みたいなものが障害になっているという話があって、理念を明確に出したいというのは、ここでも書けていないですし、そこはぜひやりたいと思っておりますけれども、現実的に乖離を埋めるために何ができるのかといったことを、そこは方法論の話として議論できればいいのかなと思っております。ありがとうございます。

○安念主査 ありがとうございます。大橋先生がおっしゃることを比喻で言うのであれば、所有権というのはまず明確に、厳密に定義されている。我々の業界の言葉を使えば、いわゆる自然法的に決まっている。その上で、それを前提としてビジネスをやってくれと。自然法的な所有権の定義というのはビジネスの都合でできたものではない。結果的にはビジネスに大いに裨益していると思うのだけれども、それは結果の話だと。こういうことと似たような話かなと伺ったのです。

○大橋構成員 さすが、法律家の用語というのはまとまっていいていいなと思いました。ありがとうございます。

○安念主査 では、お帰りになってもいいですよ。いろいろありがとうございました。

どうせそうなるだろうと思っていたのですが、自然に流れ込み式に2にも移っていくという感じでどうぞ御発言ください。

まず、矢作先生から、その次に松岡理事長をお願いします。

○矢作構成員 済みません。その2に流れ込む前かもしれませんが、まさに今の話だと思うのですね。「医療」というキーワードでは過去にも発言をしたような気がするのですが、データというのは個人が生み出しているものなので、それを戻さないとか、逆に企業側

が制限をかけるというのはそもそも変な話だと思うのですね。

ちょうど今、素晴らしいキーワードで投資を回収するというのは、それはあくまでサービスで回収すべきことであって、それは集めたデータで生まれてきた新しいバリューなり、サービスで回収すべきことであって、もともとの個人、矢作尚久が生活をすることによって生み出された動きなりなんりのデータを返さない理由があるのか、これだけはやはり理解ができないのです。

ここの原理原則ということだけは外れてはならないと思いますし、それがまさに視点2のところの、今回の話が非常に重要だと思っているのは、先ほども申し上げた、どう制御する技術かということ個人個人がちゃんと意思を持って制御をしていくのだよという時代にもうなってきたと。それは、当然、リテラシーも含めて、その人のできる範囲。運動と一緒にすよね。自分がどの範囲のところまでできるか。無理をすればけがをするわけですし、それはここで議論することではないかもしれないけれども、例えば教育の中にちゃんとそういったことを盛り込んでいくということを考えていかないといけないということも含めて、ここではその技術をどう考え、個人の意思を尊重してそのデータをまさに安心して利活用できるかということ、日本として世界に打ち出せるものが何なのかということを考えていくことがすごく重要なのかなと思いました。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

松岡理事長、どうぞ。

○松岡構成員 視点2のほうが視点1より先に論点として挙げられたほうがいいのではないかなという気がしました。まず、個人が安心してというところが見えてこない、システムとして使うというのが議論としては入らないのではないかなという気はしました。

それから、個人の立場でいきますと、2-1の自分のデータが使われる気持ちの悪さというのは、よくわかってそう思っているわけではなくて、知らないところで知らないことが起こるのではないか、そういう気持ちの悪さがこの個人情報の問題は一番大きいのではないかと考えています。

もう一つ、データベース活用者がデータを提供するというところの同意の取得の問題ですけども、今、一般の人たちは同意というのは本当に同意して「同意」としているわけではなくて、「同意する」のほうにチェックをしないとチケットが買えなかったり、物が買えなかったり、契約もできなかったりというので、しかも非常に長い文章がついているわけですから、仕方がない、ここは通過するしかないというような諦めみたいなものが大きいわけですね。ですから、同意ということに対する潜在的な不満は非常に大きいと思うのです。

同意したことによって、自分の個人情報というのはどの程度の利用をされるのかというのが見えていないというのがあると思います。場合によっては、グループ企業の中で使います

よとか、ちゃんと書いているところもあるわけですがけれども、消費者の人たちはそこまでちゃんと読み込んではいませんので、何となく自分が心ならずも同意しているというところに大きな不満と不安があるのだと思うのです。そのところは、いろいろな広報活動とか消費者教育というところをもう少し努めていただいたほうが、この先の活用というところに行くと思います。

ですから、先ほど庄司先生が調査された中身というのは、私は消費者というのは活用に対してもっとおおらかな気持ちはあると思うのです。ただ、わからないから、まず安全パイで行くというのがあると思います。

私もそれが非常に強いから、もっと活用してくださいと言いたいのですが、私の立場としては守る立場で、そんなに手を広げてどうぞどうぞと言うわけにはいかないというのが私の立場であります。個人の人それぞれもそういう気分があるのではないかと思います。そのところが何かうまく開放されるやり方というのをもうちょっと考えたほうがいいのではないかと思います。

○安念主査 本当にそう思います。わからないものに対しては、やはり鎧を着たくなりますよね。

では、松本先生、森先生でいきましょう。どうぞ。

○松本構成員 だんだん遠慮がちになってきたものですから。難しい話ではなくて、すごく基本的な漫画チックな質問をして申しわけないのですが、どういう社会とか世界を日本の中につくろうかというのが見えなくなって質問なのですが、例えばほとんどの人がもしスマホを持っているとすると、今、中国ではふりふりとお互いにすると信用力が数値で出せるようなソフトがありますね。それと同じで、実は遠隔診療をやっていると、私は4Kテレビを使って、4Kカメラを使って、こうやってお互いに話していて、自分の処方というのは、今はまだソフトが進歩していないので、お薬手帳を画面の前に出してくださいとか、そういうことをやっているのですけれども、実際にはBluetoothとか、その前で自分のデータが入ったスマホを振ってくれたら血圧とか何とかが全部読み取れるようになればいいなと今思っているのです。

何を言いたいかというと、写真を撮ってスマホをそばに行って振るとエアドロップできるとか、もうそういう社会になっているので、そのときに銀行データとか余分なデータまでごそっと行くのではないかと、システムのほうが進歩していて、我々が今議論しているのはすごく陳腐な議論ではないかと思って、そういう今一番進歩しているようなものを並べてみないとわからないと思っているので、そういう機会を設けてほしいということで、私の疑問を少し解消させていただきたい。

○安念主査 なるほど。それはいいですね。制度の議論というのは常に陳腐なのです。それ

は私もそう思う。ローヤーはみんな陳腐な議論をしているのです。

森先生、林先生、どうぞ。お2人続けてローヤーに御発言をいただきましょう。

○森構成員 それでは、陳腐な議論ということで、まさにそうなのですから、先ほどの大橋先生と矢作先生のお話で、当然、個人のデータなのだから個人のものであると。これは全くそのとおりなのですから、今のポータビリティの話というのはかなり各論的になっていまして、御案内のことですけれども、既に現行法上、企業が持っている情報は本人から請求があったら開示しなさいということになっていますので、それは特に制限なく全て開示することになっているわけです。

では、新しい問題になっているのは何なのかというと、そのデータのフォーマット、構造化されたもので渡す。つまり、受け取った本人は別のサービスに使う、別の事業者へ渡しやすいようにして渡す義務まで課しますかということと、それを実現するかという話。それから、直接、事業者から事業者へ、BからBに本人の指示で直接渡せるようにしますかという議論なので、もともとの1階がそれなりに大きな平屋建ての建物があって、その2階に何を付けるべきかという議論であるということです。その2階の部分というのは、EUのGDPRでそういった形になってきたのは、産業政策という面もあるということです。GAFA対策でもあったということです。それが日本で今でも有効かということを考えなければいけないだろうということです。

投下資本の回収の話について言うと、例えばかの地においても、GDPRにおいても、そこには事業者がサービスを提供する過程の中で作成したようなものまで含まれるのか。消費者が置いていったもの、登録したデータとか、書き込んだエントリーとかはもちろん消費者のものでしょうけれども、そうではなくて、事業者が消費者を観察しつつつくったデータまで含まれるのか、それまで渡さなければいけませんか、そういう議論なのです。しかしながら、それは個人情報保護法の3年見直しのまさにど真ん中の話ですので、ここはお任せしてもいい話なのかなと私は思っています。それが1点目。

もう一点は、先ほど松岡さんから、同意なんてチケットを買いいたいから同意するのだという話がありましたので、この資料の中で通信の秘密のことが参考になるのではないかと。これは全く非常に的確な御指摘だと思います。9ページをごらんいただいて御説明をしようと思うのですが、真の同意とは何なのかということだと思ふのです。ユーザー、消費者が同意ボタンを押したけれども、そんなのは同意ではないと言われたいようなものは何なのか。先ほどのベストプラクティスですけれども、これが一番下のところにA、B、C、Dと書いてありまして、こういう条件をつけているのです。これは通信の秘密の同意を約款のように包括的にとる場合の条件としてつけているのです。

まずAは、何に対して同意しているか、明確であるということです。先ほど何のデータが行っているかわからないみたいな話もありましたけれども、そこがそうではなくて、はっきりわかっている必要があるというのがA。

それから、Bですけれども、これはオプトアウトできることです。このあたりが結構ポイントなのではないかと思えますけれども、オプトアウトできるようになっている同意であると。後からやっぱりやめると、消してくださいと言えるか。

それから、Cがその他の提供条件が同一であるか。これはまさに松岡さんのおっしゃったことで、データの提供に同意しなかったらチケットを買えませんよというのはだめということです。そのデータの提供のところは、買っていていただいて結構です、だけど、個人情報を提供しますかというという選択になっているか。

Dが、利用者に相応の周知が図られているかということで、透明性の問題ですね。透明性は透明性で独立のものとして、本件では同意が大きなテーマになっていますけれども、その同意と並ぶものとして透明性というものを場合によっては表舞台に出すことはできると思いますが、ここでは同意の要件になっているわけですね。

これは通信の秘密という非常に重要な法益についての同意だから、4つ全部考慮するということになっていますけれども、これは段階的に考えていただいてもいいことです。例えば、オプトアウトできるようになっているとか、あとは対象が明確であるというのはもしかしたら必須のことなのかもしれないですね。そういうグラデーションのある中での考慮要素なので、こういったものもベストプラクティスとしては通信の秘密ではないところでも考えていただいてもいいのかなと思います。

○安念主査 ありがとうございます。

林先生。

○林構成員 ありがとうございます。

最初に、ここでのこれまでのありとあらゆる意見をまとめるという難行を吉田さんに課してしまった安念先生は何てひどいのだろうと思っておりましたが、本日、このようにまとめてくださったことに本当に敬意を表しております。ありがとうございました。

今後、これを肉づけするというときには、トータルのお話ではありますが、例えばということで、分野的なエピソードになるのかわかりませんが、そういったものも入れないと、どうしても全部を一つのトーンで書くのは難しいのではないかなと思っております。

特に1-3の企業が保有するデータの場合にどういうデータについての議論なのかというところでもかなり考え方が違ってくると思います。例えば、健康医療の分野でしたら、患者さん発の、健診・検診を受けた方発のデータはその人の身体の中にあるものであるということは明らかですから、そのデータを本人に戻した後に本人がそれをどう利用するかは自由なはずで、宍戸先生がおっしゃったとおりでと思います。それについてはそんなに御異論はないはず、と思うのです。

例えばアメリカでは、以前、ブルーボタンの話も出たと思えますけれども、保健省が一般の方向けにレターサイズ1枚の「Your Health Information, Your Rights.」という簡単なパ

ンプレットを出してしまっていて、「Get it. Check it. Use it.」ということで、わからないことがあったらここに連絡してねとかも書いています。

こういった個人の医療情報を本人が電子的に利用可能にする仕組みが日本で簡単に議論できないのはなぜなのだろうと思うと、もちろん個人情報保護法28条の開示請求権はありますけれども、実務はそれにまつわる条例の2000個問題もありますし、また特に医療保険関係は省令・ガイドラインなど、非常に複雑な形になっています。情報のあり方が情報取り扱い主体の属性によって異なる規制が適用されていて、それぞれの関係性も複雑です。そういうこともあって、官民データ活用推進基本法の12条に「個人の関与の下で適正に活用することができるようにする」という、データポータビリティに近いような規定があると思うのですが、それを具体化した規定がないことも、個人の情報を本人が利活用できるように提供すべき法的根拠が明らかになっていない原因ではないかなと思います。

つい最近も、従業員が会社で受ける健診がありますね、その健診データを、健診機関は、本人が指定したスマートフォンアプリのPDSさんを通じて提供できるかという問題で、健診機関が、契約があるのは組合とだけであって、健診機関と患者さんとの間には契約がないから渡せませんと言って拒絶する例がありました。これは規制改革会議でも取り上げているところですが、そういう対応になってしまうというのも、要は今言ったような規制が複雑・難解になっているためではないかなと思います。なので、国としては、その議論の交通整理をする必要があるのではないかなと思います。それが1点でございます。

2点目ですが、国、自治体が保存する情報、特に健康保険関係では個人情報がたくさんございますが、これの標準化ができていないことも問題です。例えば保育園の申し込みに必要な就業証明書の書式ですら、IT本部が3年以上かけて統一標準をつくったにもかかわらず、東京都の採用率は何と9%にとどまっているという問題がございます。ですので、ぜひ国が音頭をとって、この必要な標準化に向けての活動を進めていただきたいと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

では、ほぼ時間になりましたので、きょうの議論はこれぐらいにさせていただいて、なお別途御議論等がございましたら、いつものことでございますが、メールなどでお寄せいただければと存じます。

それでは、いつものことでございますけれども、三輪CIOよりお言葉を賜りたいと存じます。

○三輪政府CIO きょうは特にはないのですが、まずお礼を。きょうも時間をとっていただき、いろいろ議論をしていただきましてありがとうございました。

周りをちょっと見てみますと、パーソナルデータの取り扱いに関する懸念や、データ流通・利活用のあり方について、最近、新聞でも取り上げられていますし、政府内でもいろいろ議論されているところです。例えば、ダボス会議では総理から「Data Free Flow with Trust」

ということも出ましたし、これからはG20に向かっていろいろなことをまとめないといけないということになっていると思います。

本ワーキングについては、データを安心・安全に流通・活用できる環境整備に必要な措置の検討に資するという趣旨で開催しているところですが、現状のデータ活用がなかなか進まない問題点を認識して、この点についても皆様のお力を借りながら解決策を考えていきたいと思っています。

最後に、大変だとおっしゃっていただいたのですが、これは5月ごろの取りまとめに向けまして事務局が頑張らなければいけません。次回4月の会合でさらに議論をブラッシュアップしていきたいと思っていますので、これからもぜひ皆さんの御協力をよろしくお願いしたいということで、私の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○安念主査 ありがとうございました。

○吉田参事官 本日は、活発な御意見を本当にありがとうございます。御意見を踏まえてさらにブラッシュアップして、次回に向けて準備してまいりたいと思いますので、次回、またよろしくお願いいたします。

次回は4月上旬を予定しております。このときに各省のインプットも踏まえて、さらに最新のデータ活用の事例も含めて御検討いただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。日程が決まりましたら、事務局よりまた御連絡いたします。

以上です。

○安念主査 ありがとうございました。

もともとおとなしく黙っているはずもない人たちを集めていて、それでいろいろ意見が出て大変だと言われても、それはちょっと私の責任では。今後とも活発な御議論をお願いいたします。きょうはどうもありがとうございました。